

法律編

8 宅建業法（宅地建物取引業法）

（1）宅地建物取引業法の目的

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）は、宅地建物取引業者に免許制度を実施し、必要な規制を行うことにより、その業務の適正な運営と宅地・建物の取引の公正を確保するとともに、宅地建物取引業の健全な発達を促進することによって購入者等の利益の保護と宅地・建物の流通の円滑化を図ることを目的に制定されました。

この法律においては、免許制度、取引士制度、営業保証金制度、業者の業務に対する規制、業者に対しての監督・罰則等が定められています。

《直近の改正内容の概要》

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和3年5月19日法律第37号）により、宅建業法の一部が改正されました。なお、施行日は「令和4年5月18日までの間において政令で定める日」とされております。

改正のポイントは以下のとおりです。

○重要事項説明書や宅地建物の売買・賃貸等締結後の交付書面（37条書面）について、これまで宅地建物取引士の記名・押印が必要でしたが、今回の改正により押印が不要となりました。また、これらの書面について、電磁的方法による交付が可能となりました。

（2）重要事項の説明義務（第35条）

宅建業者が物件を取得しようと考えている顧客に対して、判断するための重要な情報（判断材料）を提供することを目的として規定された条文です。宅建業者は、「重要事項説明書」を使って説明し相手方に交付することが求められます。

「区分所有建物の売買・交換」の場合の記載事項は、次ページの表のとおりです。

■重要説明事項（区分所有建物の売買・交換の場合）

| | |
|------------------------|---|
| I 対象となる宅地又は建物に直接関係する事項 | ① 登記された事項 |
| | ② 都市計画法、建築基準法等の法令に基づく制限 |
| | ③ 私道に関する負担に関する事項 |
| | ④ 飲用水・電気・ガス等の供給施設、排水施設の整備状況 |
| | ⑤ 宅地造成又は建物建築の工事完了時における形状、構造等（未完成物件のとき） |
| | ⑥ 一棟の建物又はその敷地に関する権利及びこれらの管理・使用に関する事項 (1) 敷地に関する権利の種類及び内容 (2) 共用部分に関する規約等の定め (3) 専有部分の用途その他の利用の制限に関する規約等の定め (4) 専用使用権に関する規約等の定め (5) 所有者が負担すべき費用を特定の者にのみ減免する旨の規約等の定め (6) 計画修繕積立金等に関する事項 (7) 通常の管理費用の額 (8) 管理の委託先 (9) 建物の維持修繕の実施状況の記録 (10) その他 |
| | ⑦ 建物の建築及び維持保全の状況に関する書類の保存の状況（既存の建物のとき） |
| | ⑧ 当該宅地建物が造成宅地防災区域内か否か |
| | ⑨ 当該宅地建物が土砂災害警戒区域内か否か |
| | ⑩ 当該宅地建物が津波災害警戒区域内か否か |
| | ⑪ 水防法の規定により市町村の長が提供する図面（水害ハザードマップ）における当該宅地建物の所在地 |
| | ⑫ 石綿使用調査の内容 |
| | ⑬ 耐震診断の内容 |
| | ⑭ 住宅性能評価を受けた新築住宅である場合の評価書の交付に関する事項 |
| | ① 代金及び交換差金以外に授受される金額 ② 契約の解除に関する事項 ③ 損害賠償額の予定または違約金に関する事項 ④ 手付金等の保全措置の概要（業者が自ら売主の場合） ⑤ 支払金又は預り金の保全措置の概要 ⑥ 金銭の貸借のあっせん ⑦ 担保責任（当該宅地又は建物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任）の履行に関する措置の概要 ⑧ 割賦販売に係る事項 |
| | ① 供託所等に関する説明（法第35条の2） |

*国土交通省ホームページ「宅地建物取引業法 法令改正・解釈について」、『別添3・重要事項説明の様式例』をもとに作成

9 区分所有法（建物の区分所有等に関する法律）

(1) 区分所有法

マンションの場合は、戸建住宅とは異なり、一つの建物を複数の所有者（区分所有者）が区分して使うため、区分所有者の権利義務を定め、利害関係人を明確に定めておく必要があります。このような事情から、民法の特別法として制定されたのが、「建物の区分所有等に関する法律」（昭和37年法律第69条。以下「区分所有法」といいます。）です。

この法律では、一つの建物に複数の所有者が区分して使用することができる「区分所有権」という権利が定められています。この「区分所有権」を持ったマンションの購入者が「区分所有者」になります。

1棟の建物に構造上区分された数個の部分で独立して住居、店舗、事務所又は倉庫その他建物としての用途に供することができるものがあるときは、その各部分をそれぞれ所有権の目的とするとることができます。当該建物に関する区分所有者の団体（いわゆる管理組合）について定めた法律です。

(2) 区分所有法の改正について

「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」（平成14年法律第78号。平成15年4月1日施行。以下、「マンション建替円滑化法」といいます。）の制定に伴い、マンションの適正な管理の実現、スムーズな建替えの実施を目指して、「区分所有法」の改正（平成15年6月1日施行）が行われました。

改正の主な内容は、以下の通りです。

①適正な管理の実現に向けて

- A 大規模修繕を実施しやすくするため、共用部分の変更のうち形状又は効用の著しい変更を伴わないものは、管理組合の集会の普通決議（過半数の決議）で実施できるようになりました。
- B 管理組合の理事長及び管理組合法人が共用部分に係る損害賠償金等の請求及び受領について、代表して行えるようになりました。
- C 不公平な管理規約をなくすため、管理規約は区分所有者間の衡平が図られるように定めなければならないことを法律上明確にしました。
- D 管理組合の集会での議決権行使・文書の作成につき、IT化に対応した電磁的方法・電磁的記録の使用を認めました。
- E 管理組合法人の人数要件を撤廃し、2人以上の区分所有者で法人化が可能になりました。
- F 復旧工事に反対した人が買取請求をする場合の手続きを整備しました。

②建替えをスムーズに実施するためには

- G 建替え決議の要件を区分所有者及び議決権の各5分の4以上の特別多数決議のみとしました。（区分所有法第62条第1項）
- H 建替え決議をする場合の手続きを整備しました。（区分所有法第62条第2項～第7項）
- I 敷地の同一性及び建物の使用目的の同一性の要件を緩和・撤廃しました。（区分所有法第62条第1項）
- J 団地内の建物の建替えに関する団地管理組合の建替え承認決議及び一括建替え決議の制度を設けました。（区分所有法第69条、第70条）

(3) 専有部分と共用部分

建物のうち、区分所有の対象になっている部分を「専有部分」といい、(区分所有法第2条第3項)それ以外の、エントランス、廊下、階段など、特定の区分所有者に属しない建物の部分を「共用部分」といいます。(区分所有法第2条第4項)

共用部分には、専有部分以外の部分で、多数の人が、自由に通行使用することができる廊下、階段、エレベーター室など(区分所有法第4条第1項)と、専有部分に属しない建物の附属物でエレベーター設備、消防用設備などが含まれます(区分所有法第2条第4項)。さらに集会室や管理事務室などは管理規約により共用部分にすることができますが、この場合第三者に対抗するためには登記をしなければなりません。(区分所有法第4条第2項)

バルコニー・ベランダなどは、多数の人が自由に通行できないので、専有部分と思われがちですが、非常時の避難通路であり、構造上外部に位置しているので共用部分にあたり、特定の人が一定の目的のために使用することが認められているにすぎません。このような権利を専用使用権といいます。専用使用権は区分所有法には定めがなく、標準管理規約で定められています。標準管理規約第14条を参考にしてください。

では、専有部分と共用部分の境界は具体的にはどこになるのでしょうか。区分所有法では、明確に規定されていないので、管理規約で明確にしておく必要があります。また、維持・管理、修繕の実施に伴うトラブルを未然に防止するために、費用負担、及び取替えの制限等についても管理規約等により予め明確にしておくことが重要です。そうでなければ、壁にクーラー用の穴をあける場合に誰の許可が必要となるのか、また、漏水事故の補修とその費用負担は誰か等、不明確のままではトラブルが発生した場合、解決が困難になります。

前頁の図、表は標準管理規約の区分に基づき(公財)マンション管理センターが作成した専有部分と共用部分の区分です。管理規約で共用部分を定める際の参考にしてください。

(4) マンションの敷地

マンションが建っているのであれば、当然その敷地になんらかの権利があつて建っているのです。専有部分を所有するための建物の敷地に関する権利を「敷地利用権」といいます(区分所有法第2条第6項)。敷地利用権には、所有権、地上権、賃借権等があり、敷地利用権の持ち分は原則、専有部分の床面積割合によって決めますが、規約によりこれと異なる定めがされている場合もあります。

つまり、建物の「専有部分」を購入した段階で建物の「共用部分」に対しての権利を持ち、土地の「敷地利用権」も同時に得るわけです。区分所有法は、建物の「共用部分」の権利及び土地の「敷地利用権」は、建物の「専有部分」の権利と分離して処分することができないと規定しています。(区分所有法第15条第2項及び第22条第1項)

10 マンションの管理・再生についての法律

マンション管理適正化法（マンションの管理の適正化の推進に関する法律）

(1) 法律の目的

「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」は、マンション管理士の資格やマンション管理業者の登録制度を設ける等、マンション管理の適正化を推進するための措置を定めることにより、マンションの資産価値を守り、快適な住環境を確保することを目的として制定された法律です。令和2年6月の改正法公布により積極的に行政も関与しながら、マンションの管理水準を一層維持向上させていく仕組みができました。

(2) 直近の改正内容の概要（令和4年4月全面施行）

マンションは私有財産であることから、これまでには管理組合の自主的な管理に委ねられている状況でしたが、管理の適正化に関する取り組みを計画的に進めていくため、地方公共団体が積極的に関与できる制度が創設されます。また、これらの制度により、管理組合は自らのマンションの価値の向上や、住人の管理への関心・理解を向上させることができると期待されます。

マンション管理適正化法の改正概要

改正内容① 国による基本方針

マンション管理適正化のための国、地方公共団体、管理組合の役割分担等を定めます。

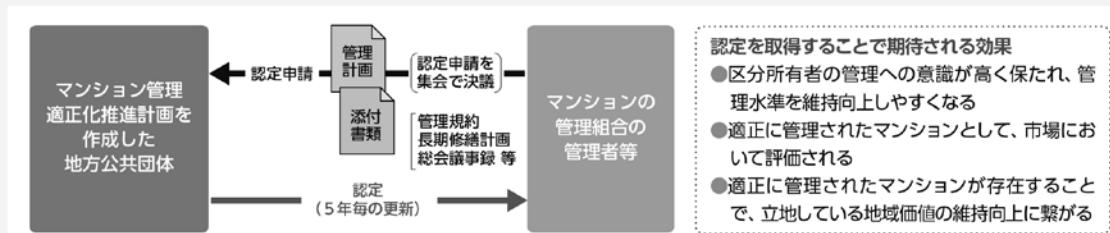
改正内容② 地方公共団体による管理適正化推進計画

地方公共団体は、マンション管理適正化に関する施策、管理計画認定の独自基準等を定めたマンション管理の適正化に向けた計画を作成することができます。

改正内容③ 管理計画の認定制度

マンション管理組合は、管理の方法・資金計画・管理組合の運営等の基準をクリアすれば、地方公共団体から適切な管理計画を持つマンションとして認定を受けることができます。

※管理適正化推進計画を作成した地方公共団体の区域に限られます。



改正内容④ 地方公共団体による助言・指導等

地方公共団体は、必要に応じて管理適正化のための助言や指導を行い、管理組合の管理・運営が著しく不適切なときは勧告をすることができます。

※改正内容②～④の地方公共団体は、市及び特別区（町村は原則都道府県）となります。

出典：(公財) マンション管理センター ([http://www.mansion-kyo.jp/seminar/ マンション管理・再生は新時代へ .html](http://www.mansion-kyo.jp/seminar/))

3. 認定基準（認定を受けるには、以下の項目全てを満たす必要があります。）

●国が基本方針において定める認定基準

「マンションの管理の適正化の推進を図るための基本的な方針」（基本方針）において、認定基準が定められています。

| | |
|---------------------------|--|
| 1. 管理組合の運営 | (1) 管理者等が定められていること (2) 監事が選任されていること (3) 集会が年一回以上開催されていること |
| 2. 管理規約 | (1) 管理規約が作成されていること (2) マンションの適切な管理のため、管理規約において災害等の緊急時や管理上必要なときの専有部の立ち入り、修繕等の履歴情報の管理等について定められていること (3) マンションの管理状況に係る情報取得の円滑化のため、管理規約において、管理組合の財務・管理に関する情報の書面の交付（または電磁的方法による提供）について定められていること |
| 3. 管理組合の経理 | (1) 管理費及び修繕積立金等について明確に区分して経理が行われていること (2) 修繕積立金会計から他の会計への充当がされていないこと (3) 直前の事業年度の終了の日時点における修繕積立金の三ヶ月以上の滞納額が全体の一割以内であること |
| 4. 長期修繕計画の作成及び見直し等 | (1) 長期修繕計画が「長期修繕計画標準様式」に準拠し作成され、長期修繕計画の内容及びこれに基づき算定された修繕積立金額について集会にて決議されていること (2) 長期修繕計画の作成または見直しが七年以内に行われていること (3) 長期修繕計画の実効性を確保するため、計画期間が三十年以上で、かつ、残存期間内に大規模修繕工事が二回以上含まれるように設定されていること (4) 長期修繕計画において将来の一時的な修繕積立金の徴収を予定していないこと (5) 長期修繕計画の計画期間全体での修繕積立金の総額から算定された修繕積立金の平均額が著しく低額でないこと (6) 長期修繕計画の計画期間の最終年度において、借入金の残高のない長期修繕計画となっていること |
| 5. その他 | (1) 管理組合がマンションの区分所有者等への平常時における連絡に加え、災害等の緊急時に迅速な対応を行うため、組合員名簿、居住者名簿を備えているとともに、一年に一回以上は内容の確認を行っていること (2) 都道府県等マンション管理適正化指針に照らして適切なものであること |

●自治体が独自に定める基準

上記基準の他、自治体において独自に認定基準を定めることができます。

| 自治体名 | 独自基準 |
|--------------------|--|
| 北九州市 | ●地域活動への積極的参画又は協力や、孤独・孤立の防止に向けた見守り・声かけ等の活動により、周辺地域又はマンションの居住環境の維持・向上に努めていること ●防災計画の作成や防災訓練等、防災に向けた取組みを実施していること |
| 福岡市 | ●防災計画の作成や防災訓練等、防災に向けた取組みを実施していること |
| 久留米市 | ●昭和 56 年 5 月 31 日以前に新築の工事に着手したマンションにおいては、耐震診断を実施していること。なお、耐震性が不足する場合は、耐震改修や建替え等について、管理組合で議論をしていること ●防災計画の作成や防災訓練等、防災に向けた取組を実施していること ●マンション内のコミュニティの形成や、地域との連携に向けた取組を実施していること |
| 福岡県（市町村の区域） | ●防災計画の作成や防災訓練等、防災に向けた取組を実施していること ●行政等からの情報を受け取れるよう、管理組合専用ポスト等を設置していること |

※令和 6 年 4 月時点の情報のため、上記記載以外の自治体においても、別途独自基準が設けられる場合があります。

マンション建替え円滑化法（マンションの建替え等の円滑化に関する法律）

（1）法律の目的

「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」は、マンション建替事業、除却する必要のあるマンションに係る特別な措置及びマンション敷地売却事業等について定めることにより、マンションの建替え等を円滑に実施できるようにするとともに、マンションの良好な居住環境の確保と倒壊等の被害から生命、身体、財産の保護を図ることを目的として制定された法律です。

（2）直近の改正内容の概要（令和4年4月全面施行）

建替え後のマンションに容積率の緩和特例等を適用できるマンションが、これまでの「耐震性が不足するマンション」に加え、いくつか拡充されることになり、マンション再生の選択肢が増えることになります。また、多くの区分所有者が存在する団地型マンションの再生手法として敷地分割制度が創設され、合意形成に向け、柔軟な対応が可能になります。

（76ページの「マンション建替え円滑化法の改正概要」をご覧ください。）

マンション建替円滑化法の改正概要

改正内容① 建替えにあたっての容積率の緩和特例等の対象の拡大

これまで、耐震性が不足しているマンションに認められていた建替えにあたっての容積率の緩和特例等について、適用対象を外壁等の剥落により周辺に危害を生ずるおそれがあるマンションなどにも拡大します。

| | 容積率緩和の 特例 | マンション 敷地売却事業 | イメージ |
|---------------------------------------|--------------|-----------------|---|
| 耐震性が不足しているマンション | ○ | ○ |  |
| 火災に対する安全性が不足しているマンション | ○ | ○ |  |
| 外壁等の剥落により周辺に危害を生ずる おそれがあるマンション | ○ | ○ | |
| 給排水管の腐食等により著しく衛生上有害となる おそれがあるマンション | ○ | — | |
| バリアフリー基準に適合していないマンション | ○ | — | |

※赤字が拡大部分

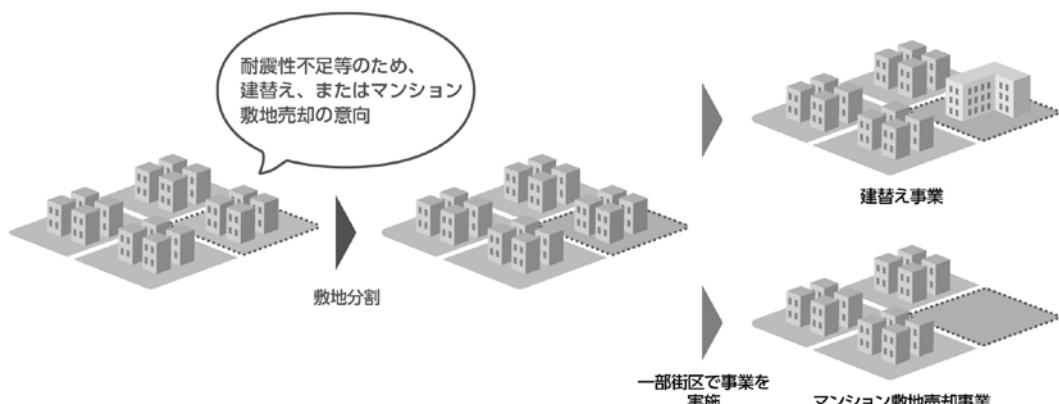
容積率の緩和特例：建替えにあたって、容積率の割増しを受けられます。

マンション敷地売却事業：通常、区分所有者全員の同意が必要なマンションと敷地の一括売却が4／5以上の同意で可能になります。

改正内容② 団地の敷地分割制度

団地内の耐震性不足等のマンションを除却しやすくするため、本来であれば、区分所有者全員の同意が必要な団地の敷地分割が4／5以上の同意で可能になります。

●敷地分割制度を活用した事業のイメージ



※敷地分割制度を活用できるのは、耐震性不足・火災安全性不足・外壁等の剥落により周辺に危害を生ずるおそれがあるマンションです。

出典：(公財) マンション管理センター ([http://www.mansion-kyo.jp/seminar/ マンション管理・再生は新時代へ .html](http://www.mansion-kyo.jp/seminar/))

11 住宅瑕疵担保履行法（特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律）

「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成 19 年法律第 66 号）（住宅瑕疵担保履行法）」の施行により、平成 21 年 10 月 1 日以降に引き渡される新築住宅については、瑕疵の補修等が確実に行われるよう、新築住宅を供給する事業者に対して、保険や供託が義務付けられました。

新築住宅の売主等は、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づき、住宅の主要構造部分の瑕疵について、10 年間の瑕疵担保責任を負うこととされていますが、売主の倒産等で瑕疵担保責任を十分に果たすことができないことが、散見されるようになりました。この結果、住宅購入者等が極めて不安定な状態におかれることとなり、住宅購入者等の利益の保護を図るため、「住宅瑕疵担保履行法」が施行されました。

万が一、事業者が倒産した場合等でも、2,000 万円までの補修費用の支払いが保険法人等から受けられます。

12 耐震改修促進法（建築物の耐震改修の促進に関する法律）

平成 25 年度の法改正により、昭和 56 年 5 月以前に建てられたマンションを含む全ての建築物について、耐震診断及び必要に応じた耐震改修を行う努力義務が創設されました。また、所管行政庁から「耐震改修の必要性に係る認定」を受けた区分所有建築物について、大規模な耐震改修工事により共用部分を変更する場合の決議要件が 1 / 2 超に緩和されています。